

# 東日本大震災に伴う対応と大規模災害対策について

(内閣官房、内閣府、総務省、消防庁、財務省、厚生労働省、  
農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省)

## 【理 由】

去る3月11日、東日本大震災が発生し、三陸沖を震源とする観測史上最大の地震と、それに伴う津波が、東日本の広い範囲にわたって、想像を絶する被害をもたらした。

さらに、東京電力・福島第一原子力発電所の事故はいまだ終息に至らず、不安定な状況が続くなど、この度の大震災は、我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしている。

この度の震災により犠牲となられた方々に対し、衷心より哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に対して、心からお見舞いを申し上げる。

この大規模災害に対し、これまでも中国ブロック各県においては、被災地支援に取り組んできたところであり、今後とも最大限の対応を図って参る所存である。

その一方で、東日本大震災による被害の範囲や規模を鑑みると、中国地方において大規模災害が発生した際には、安全確保や災害復旧をはじめ、産業面への影響についても、中国5県だけでの対応には限界があると言わざるを得ない。

加えて、未曾有の災害である東日本大震災の復興には、被災自治体のみならず、被災者受入自治体やその他の自治体が広範囲にわたり、様々な支援を講じなければならない状況の中、現行の災害救助法の枠組みや地方財政制度での対応にも限界がある。

また、中国地方においても、その自然的、社会的条件から、平成18年の台風第13号をはじめ、尊い人命と莫大な資産を奪い、地域の社会機能にも大きな支障をきたした災害が、毎年のように繰り返されている。特に瀬戸内海沿岸・島しょ部を中心に、高潮についても大きな被害をもたらしている。このため抜本的な治水・高潮対策を推進するとともに、高精度の降雨情報の提供など総合的な防災対策の充実を図ることが必要である。

さらに、土砂災害については、総合的な土砂災害対策を講じるため土砂災害のおそれのある区域の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策に関する法律として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が平成13年4月1日から施行されているが、中国地方においては、近年では平成21年、22年に集中豪雨による土砂災害が発生し、甚大な被害が生じていることから、法の趣旨に沿った施策を積極的に推進していく必要がある。

このため、政府においては、今般の東日本大震災等を踏まえ、次の事項を早期に実現するよう強く要請する。

## 【提 案】

### 1 防災対策の検証と被災地域への支援方策の確立

国において、東日本大震災の原因分析と防災対策の検証を行うとともに、この度のような大規模・広範囲に及ぶ災害が起こることを前提とした上で、国による被災自治体への支援方策を確立するほか、迅速・円滑に支援を行うため、国が主体となって、支援する自治体と支援される自治体とをマッチングする被災地支援制度を構築すること。

### 2 災害に強いインフラの整備

東日本大震災を踏まえ、地震・津波対策に係る基準や指針等の見直しを行うとともに、防災上重要な公共土木施設の整備を推進すること。

また、大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流ルートを確保する必要があるため、空港、港湾、道路等の交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

### 3 復旧・復興に向けた地方経済対策と地方財源の確保

(1) 東日本大震災により、被災地のみならず、日本全体の地域経済に深刻な影響を及ぼしている。特に経営基盤が弱い中小企業の支援など、地域経済が停滞から脱却できるような対策を講ずること。

(2) 平成24年度の地方財政対策においては、東日本大震災の復旧・復興・支援に係る財源は別途確保した上で、地方団体の財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。その際、臨時財政対策債に依存することなく、全額を交付税措置すること。

(3) 東日本大震災の復興財源として、政府内に地方公務員の給与カットにより地方交付税を削減する意見があるが、地方は自らの判断により給与を決めることとなり、加えて国に先駆けて血のにじむような懸命の行財政改革に取り組んでいる。

国と地方の協議の場や国会において、必要な制度や法令等について議論することなく、地方の努力を無にするような地方の固有財源である地方交付税総額の削減を行わないこと。

(4) 今回の震災で甚大な被害を被った被災県の財政的、事務的負担軽減の観点から、災害支援に要した経費を、支援した県が直接国へ求償できるよう災害救助法の制度を改正すること。

(5) 被災地以外の自治体においては、避難者の受入れ、受入れの際の一時的な生活資金や生活器具・家電等の給付等、職員派遣など幅広い支援のほか、地域の中小企業への支援など震災の影響による景気への対策も講じており、これらの経費について、

災害救助法の適用範囲の見直しも含め確実に財政措置を講ずること。

#### 4 被災者に対する支援制度の拡充

被災者の生活再建の支援と被災地の速やかな復興のため、被災者生活再建支援制度を更に改善するとともに、被災者生活再建支援基金で対応が困難な超大規模災害については、別途の対応策を講ずること。

#### 5 治水・高潮対策の推進

国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業及び海岸事業を強力に推進するとともに、XバンドMPレーダーの整備等ソフト対策の拡充を推進すること。

#### 6 総合的な土砂災害対策の推進

- (1) 国民の生命と財産を守り、豊かで安心できる国土を形成するため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の着実な事業実施を促進すること。
- (2) 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、警戒避難体制の早急な確立につながる「土砂災害警戒区域」等の指定を円滑に行うため、引き続き砂防関係基礎調査の着実な事業実施を促進すること。

# 原子力発電の安全確保と再生可能エネルギー政策の推進

(内閣官房、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、  
経済産業省、資源エネルギー庁、環境省)

## 【理由】

東日本大震災に伴い東京電力福島第一原子力発電所で発生した全電源喪失、水素爆発などによる「放射性物質の重大な外部放出」(国際原子力事象評価尺度でレベル7に相当)事故は未だに収束せず、中国地方を含めた我が国全体の国民生活や経済に深刻な影響をもたらしていることから、原子力発電所の安全性に対する不安が立地自治体はもとより国民全体に広がっている状況である。

このため、福島第一原子力発電所事故の早急な収束を図るとともに、事故原因や事故の進展プロセスの徹底的な究明を図り、国の安全規制体制をはじめ、原子力施設の安全確保対策の一層の強化を行い、原子力に関する透明性の確保、積極的な情報公開などにより、国民の信頼回復に取り組むことが必要である。

また、発電所の立地や運転に当たっては、立地地域の実情に配慮した地域振興対策の推進等が、今後とも必要不可欠である。

さらに、環境に対する負荷が少なく、地域に広く存在する再生可能エネルギーの利用拡大についても推進する必要がある。

については、次の内容について提案する。

## 【提案】

### 1 原子力発電所に係る安全対策の推進

#### (1) 事態の収束に関すること

国は、今回の原子力災害に対処するに当たり、当事者としての自覚を持ち、その本来の責務を全うして、一刻も早く事態の収束を図ること。なお、事態の収束に当たっては、国内外の英知を結集し、様々な知見に耳を傾け、柔軟に対応すること。

東京電力株式会社が発表した工程表が確実に実行されるよう、国と事業者が一体となって、あらゆる対策を講じるとともに、工程の前倒しに最大限努めること。

現在も余震が続いていること等から、今後、新たな原子力災害が発生しないよう、原子力発電所の監視を強化するとともに、不測の事態に対応できるように事前措置を講じること。

#### (2) 情報公開及び説明責任に関すること

今回の原子力災害に関して、現時点で把握している情報を系統的に分析・整理した上で、すべてを速やかに公開し、関係自治体に対して遅滞なく連絡を行うとともに、指示や連絡に当たっては、いたずらに住民の不安や混乱を招くことのないよう、明確な根拠に基づいた分かりやすい説明を行うこと。

また、環境中に放出された放射性物質の影響については、特に国民の関心が高いことから、国は、放射線モニタリング結果とともに、放射性物質が健康に与える影

響等について、科学的根拠に基づいた正確な情報を広く分かりやすく、かつ迅速に提供すること。

特に、子どもたちやその保護者が正しい知識を身に付けることができるよう、放射線と健康に対する教育や広報を実施すること。

更に、現在、全国の多くの原子炉が定期検査等の理由により停止中であり、今後、順次定期検査に入る原子炉もあるという状況を踏まえ、日本全体及び各地域の電力需給の定量的な見通しについて、国が責任を持って、国民全体に明確に示すこと。

### (3) 原子力施設の安全対策に関すること

国は、去る3月30日に事業者に指示した「緊急安全対策」についての確認・評価を踏まえ、現在運転中の原子力発電所の運転継続や起動を控えている発電所の運転再開に支障はないとしているが、浜岡原子力発電所についてのみ運転停止要請をしたこととの整合性を含め、安全基準などの判断根拠を、国が責任を持って、立地及び周辺自治体に具体的に示すとともに、国民に説明すること。

福島第一原子力発電所の事故原因について、「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」において徹底した調査と検証を行い、その情報について、国民の前に明らかにするとともに、その検証結果を踏まえ、立地地点の特性を十分に考慮した安全審査指針など、安全基準の見直しをはじめとした安全対策全体の総点検を行うこと。

また、地震、津波の影響はもとより、高経年化やMOX燃料の使用などの影響も含め、様々な角度から詳細な解析・評価を行い、水素爆発防止策、燃料プールの構造・管理方法の改善策などの具体的な安全対策について、抜本的な対策を検討・実施すること。

### (4) 原子力防災体制の強化に関すること

事故の想定、E P Zの見直し、複合災害の想定など、防災指針の見直しを早急に行うとともに、関係隣接県の取扱いの広範囲化など、速やかに原子力防災対策を強化すること。

今回の事故における避難区域等が、どのような根拠に基づき設定されたのか、関係自治体へ早急に説明するなど、関係道県・市町村が行う地域防災計画の見直しに対して協力・支援を行うとともに、県をまたがった広域避難や行政機能の移転等の課題に対しても対応できるよう、国が前面に立った防災体制を構築すること。

多数の住民が迅速かつ確実に避難するための避難道路や万が一の際の初動活動を迅速に行うための道路について、国の負担を強化するなど、別枠で予算を確保した上で、早急な整備・維持を図ること。

大規模な災害時に緊急に対応できるよう、国は、モニタリングポストの設置やスピーディネットワークシステム端末の各自治体への設置など緊急時モニタリングや緊急被ばく医療等の原子力防災対策に必要な資機材等について網羅的に整理し、必要なものから整備・備蓄すること。また、国として、災害発生時に、修復や医療等に速やかに対応できる体制の整備、実践的な経験・専門的知識を有する要員の養成等、自治体を支援するための体制を構築すること。

### (5) 原子力安全規制体制の強化に関すること

今回の事故に係る分析・検証結果を踏まえ、原子力安全行政の客観性と信頼性を高めるため、原子力安全・保安院を経済産業省から分離するとともに、原子力安全委員会を含めた国の安全規制体制の在り方を見直すこと。また、各事業者の安全管理体制の充実が図られるよう、国の指導・監督体制を強化するとともに、規制・監

督の実を上げるための人事管理の在り方や人材の育成について、検討を行うこと。

今回の事態を踏まえ、これまで、問題が起こる度にその都度改正を重ねてきた原子力安全規制に関する現行の法制度について、抜本的な見直しを行い、国民の安全・安心により重点を置いた法制度を整備すること。

#### (6) 風評被害の防止等に関すること

広範囲に放射性物質が放出されたことで、国民の間に農林水産物等や加工食品への不安が見受けられることから、国として、環境放射線モニタリングを強化し、測定結果やその評価を速やかに公開すること。

また、風評被害を未然に防止するため、農林水産物加工品などに対する取扱基準や商取引における放射線量のガイドラインを明らかにするなど、最大限の対策を実施すること。

風評被害の払拭や防止には、的確かつ継続的な情報発信を行うことが極めて有効であることから、国内外に対し、放射性物質の検査数値及びその結果に基づく評価を継続的に公表すること。

特に、落ち込みの激しい海外からの観光客誘致、食品及び工業品輸出の通常化のため、安全であることを保証するための体制づくりを進め、日本の国際的な信用・信頼の確保に努めること。

## 2 エネルギー政策の抜本的な見直し

この度の震災及び原子力災害を踏まえ、これまでの我が国のエネルギー政策を抜本的に見直し、国民的な議論を行った上で、今後のエネルギー政策の新たなビジョンを早急に策定すること。新ビジョンにおいては、その具体的な工程を明らかにするとともに、太陽光、バイオマス、風力、水力など、地域の特性を生かした再生可能エネルギーの普及促進を更に加速させること。

併せて、現在法案が審議されている「再生可能エネルギーの全量買取制度」の早期実現や技術開発の積極的な推進を行うとともに、発電事業者をはじめ関係者の意見を十分反映し、新規発電設備の設置が更に促進されるよう補助制度も含めた制度を確立すること。

また、各地域に潜在する再生可能エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギーの地産地消」の確立を目指し、規制緩和や必要な法整備を講ずるとともに、地域における再生可能エネルギーの総合的な開発利用対策を推進する技術開発・情報交換、財政措置等の充実を図ること。

## 3 電源立地対策の推進

電源立地地域の自主的、恒久的地域振興が可能となるよう電源三法交付金制度に関し、次の事項について充実強化し、制度の改善を図るとともに、期限が10年間延長された「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」について、引き続き原発立地地域の振興が図られるよう、財政支援制度を拡充すること。

(1) 交付単価の引上げや交付期間の延長等を図ること。

(2) 地方公共団体の自主的・弾力的活用がより一層図られるよう見直すこと。

# I 地方行財政関係

## 1 地域主権の確立

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、中小企業庁、国土交通省)

### 【理由】

政府は、昨年12月に出先機関の原則廃止に向けた「アクション・プラン」を閣議決定し、事務・権限のブロック単位での移譲を中心に進めるとの方針を示した。

地方分権改革推進計画に基づく第1次一括法は、今通常国会で成立したものの、地域主権戦略大綱に基づく第2次一括法案は審議入りしていない状況であり、早期成立により、義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲について、一層の進展を図る必要がある。

国と地方の協議の場の法制化が実現したことから、分科会の活用などにより、地方自治に関する現下の重要課題について、早期に実効性ある協議を進める必要がある。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 国の出先機関の原則廃止

- (1) 出先機関の原則廃止を基本とし、「アクション・プラン」に基づく移譲の類型ごとに、対象となる事務・権限や具体的な工程、財源・人員の移管の仕組み等を早期に明らかにすること。
- (2) 中国地方知事会では広域的实施体制の整備を検討しており、出先機関のすべての事務・権限を対象としたブロック単位での移譲が円滑に進むよう、新たな広域行政制度の在り方や財源措置の方策を早期に示すこと。  
また、移譲を検討する上で必要となる出先機関ごとの予算、組織、人員、事務・権限の具体的な内容等について、十分な情報提供を行うこと。
- (3) 一の都道府県で概ね完結する事務・権限については、関係府省が行った自らが所管する出先機関の事務・権限仕分けにおいて全国一律・一斉に地方自治体に移譲するとされたものにとどまらず、事務・権限の移譲項目を大幅に積み上げた上で、移譲年度を明記した工程案を早期に策定し、円滑かつ速やかに移譲を行うこと。
- (4) 移譲事務の実施に必要な財源は、人件費相当額を含めた総枠を確実に措置するとともに、現行の組織・人員の徹底的なスリム化を図ること。
- (5) 国の出先機関廃止と密接に関係する直轄事業負担金については、今後、平成25年度までの早い時期での制度廃止を明確にし、具体的な手順等を盛り込んだ工程表を早期に策定すること。

## 2 義務付け・枠付けの見直しと権限移譲の推進

- (1) 第2次一括法案の早期成立を図り、地域主権戦略大綱に基づく措置を実現すること。
- (2) 地方分権改革推進委員会の累次の勧告の完全実施を基本に、見直し及び移譲に係る項目を更に積み増すこと。その際、見直し等の工程を明確にするとともに、地方との協議プロセスをしっかりと組み込むこと。
- (3) 義務付け・枠付けの見直しについて、「施設・公物設置管理の基準」の条例委任における「従うべき基準」は、第3次勧告に従い真に必要な場合に限定すること。特に、「従うべき基準」とされた福祉施設に配置する職員の数、居室の面積等については、廃止又は「参酌すべき基準」など地方の実情を反映できる規定へ移行するよう、見直しを行うこと。
- (4) 義務付け・枠付けの見直しに伴う条例制定等に必要な政省令の制定や、基礎自治体への権限移譲における施行期日の柔軟な設定など、地方公共団体の事務に支障が生じないように、早期に適切な措置を講じること。
- (5) 条例委任に関連する国庫補助負担金について、補助要綱等の見直しの考え方を早急に示すとともに、適切な財源措置を行うこと。

## 3 国と地方の協議の場の実効ある運営

国と地方の協議の場の運営に当たっては、国と地方が真に対等・協力の関係にあることを基本に、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組や、社会保障と税の一体改革、更には地方自治法の抜本的改正など、国と地方の役割分担や地方自治に関する現下の重要課題について、法律に明記された分科会を活用し、政策の企画立案の段階から地方の意見を十分反映させながら協議を進めることで、実効性を確保すること。



## 2 地方税財源の充実確保

(内閣府、内閣官房、総務省、財務省)

### 【理由】

平成 23 年度の地方財政計画において、地方交付税総額は、平成 22 年度に比べて 0.5 兆円増額され、また一般財源総額については、前年度比 0.1 兆円増の 59.5 兆円が措置されることとなった。

しかしながら、地方歳出に対して歳入が絶対的に不足するという事態は改善されていない上、臨時財政対策債も依然として高い水準にあるなど、地方財政制度の構造的な問題解決には不十分であると言わざるを得ない。

また、社会保障と税の一体改革の議論について、政府・与党が本年 6 月 30 日に決定した「社会保障・税一体改革成案」では、対象を制度化された社会保障 4 経費に限定し、地方単独事業が含まれていない当初の「社会保障改革案」に比べ、相当程度地方の意見が反映されたものとなっているが、一方で解釈の曖昧な部分があるなど、今後実質的な協議が必要となる課題も多い。

このような地方財政の状況を踏まえ、真に地方分権時代にふさわしい国と地方を通じた税財政制度を確立することが必要である。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 地方交付税等の総額確保と臨時財政対策債による措置の解消

平成 22 年度に閣議決定された国の財政運営戦略において「地方財政の自主的かつ安定的な運営に配慮する」とされたことに沿って、地方の財政需要の増加や景気の低迷による財源不足額を地方財政計画に適切に積み上げること。

また、法定税率の引上げによる地方交付税の増額や、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置の解消等により、必要な地方一般財源総額を安定的に確保すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、地方交付税財源を別枠加算すること。

#### 2 地方の役割を踏まえた社会保障と税の一体改革

社会保障の財源確保に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障全体の経費についての試算を行い、地方の果たしている役割に応じて、地方消費税の充実や消費税とリンクする地方交付税の拡充などにより、必要な財源を安定的に確保すること。

また、今後、国と地方の協議の場を継続して開催し、課題について丁寧かつ実質的な協議を行い、総合的な社会保障の全体像を明らかにすること。

加えて、地方は、極めて厳しい財政状況の下、公共事業などの投資的経費の抑制、国を大幅に上回る職員数の削減や独自の給与カットなど徹底した行財政改革により、制度を支えてきた。国民に負担を求める前提として、国においても出先機関の廃止など徹底的な行財政改革を行うべきであること。

### 3 地域自主戦略交付金

地域主権戦略大綱に謳う「基本的に地方が自由に使える一括交付金」となるよう抜本的見直しを断行することとし、その過程で、地方の理解を得るためのプロセスとして、国と地方の協議の場で双方が合意できる制度設計とすること。

その際、平成 24 年度に係る配分の方法や総額など制度の全体を速やかに示すとともに、透明性の高い制度とすること。また、客観的指標を用いた算定に当たっては、社会資本整備の遅れている地域や財政力の弱い地域等への配慮の割合を拡充し、地方が必要な事業を着実に実施できるよう総額を確保すること。

また、事業規模などによる補助要件や事後チェックなどの国の関与をなくし、地方の自由度の向上につながるよう補助金等適正化法の適用除外とするとともに、将来的には交付金相当額を税源移譲等により、一般財源化すること。

### 4 国の経済対策に係る各種基金事業等の制度見直し

国の経済対策に伴い積み立てた基金で、事業期間が平成 23 年度中とされているものの中には、対象事業が限定的であるなどの理由により、全額執行が困難なものもあるため、足下の経済雇用情勢を鑑みて、対象事業の拡大や事業期間の延長など、制度の見直しを図ること。

## Ⅱ 農林水産・商工労働関係

### 3 経済・雇用対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省)

#### 【理由】

中国地域の景気は、東日本大震災により、サプライチェーン（供給網）の障害及び計画停電、自粛ムード、風評被害などの問題が発生したことから、生産水準の低下や消費が低迷するなど、回復力が弱まっており、先行きについても、復旧・復興の長期化が予想されるため、不透明である。

また、雇用情勢は、有効求人倍率が改善傾向にあるが、依然として1倍を切る厳しい状況が続いており、加えて震災の影響による企業の生産活動の低下に伴う雇用への影響が懸念される。

このため、東日本大震災の復旧・復興はもとより、経営基盤の弱い中小企業や求職者に対する支援を始めとする経済・雇用対策の実施や、それに呼応した地方における対策の実施など、引き続き国と地方が一体となった取組みが必要不可欠である。

については、次の内容について提案する。

#### 【提案】

#### 1 東日本大震災からの復旧・復興に向けた経済・雇用対策の実施

東日本大震災は、被災地のみなならず、日本各地の地域経済に深刻な影響を及ぼしていることから、被災企業の早期復旧・復興に全力で取り組むことはもとより、地方の経済・雇用配慮した所要の対策を速やかに講ずること。

原子力発電所事故による放射性物質の影響については、日本製品に対する風評被害対策の抑制に全力で取り組むとともに、円滑に輸出が出来るよう、相手国に対し国家レベルで改善を求めること、及び速やかな放射能基準適合証明書の取得のために、十分な検査体制を整備すること。

また、被災地企業と取引が無い地方の事業者においても、サプライチェーンの障害による生産調整、一時帰休が生じているため、雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の要件を緩和し、地方の雇用を守ること。

#### 2 切れ目のない経済・雇用対策の実施

東日本大震災から地方経済を早期に安定した回復軌道に乗せるため、時期を失さない継続した経済・雇用対策を行うこと。

平成23年度で原則終了する「ふるさと雇用再生特別事業」及び「緊急雇用創出事

業」については、低迷する雇用環境の改善を図るため、積み増し及び事業期間を延長すること。

### 3 地域経済の活性化と雇用回復につながる成長分野の推進

「新成長戦略」の中に位置付けられている「環境・エネルギー」及び「健康」「アジア経済戦略」「科学・技術・情報通信」などの成長分野の推進においては、地域経済の活性化と雇用回復につながるよう、地方独自の戦略についてもハード、ソフト両面から後押しすることで、我が国の産業全体の底上げを図ること。

### 4 地域の実情に応じた要件緩和、制度設計等

経済・雇用対策の検討・実施に当たっては、地域の実情に的確に対応し、効果的に事業を実施できるよう、地方の裁量と創意工夫が発揮できる仕組みとすること。

とりわけ、経済危機対策の一環で創設された基金事業及び交付金については、国の強い関与の下、市町村等に直接補助等を行う事業が多く創設されており、実施に当たり混乱が生じていることから、地方がそれぞれの実情に即して弾力的に運用できるよう、権限及び財源の地方への移譲を基本とした制度の点検及び見直しを行うこと。

また、職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）の地方移管を希望する県への移管が円滑に進むよう、新たな地方負担が生じない確実な財政措置を講ずるなど、国が示している移管条件の見直しを行うこと。

### 5 若年労働者雇用対策の拡充

依然として厳しい雇用情勢の中、新規学卒者が就職未決定のまま卒業することがないように、採用枠の確保対策を強化するとともに、フリーター等の非正規雇用を余儀なくされている若者に対し、職業能力開発の強化やセミナー・就職面接会の開催など、正社員として就職するための支援を一層強化するとともに、都道府県が実施するジョブカフェ事業を継続実施するに当たり、若年者地域連携事業の拡充強化を図ること。

### 6 雇用のミスマッチ解消

人材が不足している介護事業分野及び農林水産業分野は、雇用の受け皿として特に注目すべき分野であり、人材の確保・定着の促進や中長期的視点に立った労働力の移動など雇用のミスマッチ解消に向けた施策を拡充すること。

(1) 介護事業分野においては、職員の能力や経験に応じた介護報酬の設定など安定的に質の高い人材を確保し職場定着につながる施策を引き続き講じること。

(2) 農林水産業分野においても、引き続き持続可能な雇用の実現と担い手の確保・育成につながる施策を迅速かつ的確に実施すること。

### 7 高齢者、障害者及びニートの就労対策の拡充・強化

依然として厳しい雇用情勢の中、高齢者、障害者、更にはニートの雇用・就業機会の確保・拡大や再就職などの支援策の充実強化を図ること。

## 4 地域農林水産業の振興

(総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、国土交通省)

### 【理 由】

農林水産業を取り巻く環境は、生産物価格の下落、米の需要低迷、安価な輸入品との競合、燃油・飼料・生産資材価格の上昇、担い手の減少、高齢化等、厳しい課題に直面している。

一方で、食料自給率の向上、安全・安心な農林水産物の提供、農地や森林の有する公益性や多面的機能に対する住民の期待が高まっている。

これらの課題や期待に対応するため、生産対策や生産基盤・生活環境の整備等を、地域が主体的・総合的に実施し、活力ある農林水産業・農山漁村を構築する必要がある。

また、国においては、農業の戸別所得補償制度を実施しているが、モデル事業等で明らかとなった課題への対応も必要となっている。

については、次の内容について提案する。

### 【提 案】

#### 1 地方の実情に配慮した戸別所得補償制度の設計

- (1) 農業者戸別所得補償制度は、中山間地域等の生産条件不利地域においても、十分な所得が補償されるよう、地域特性を考慮した単価設定とすること。
- (2) 地域農業の発展を図るため、集落営農法人など持続可能な経営体の育成を促進する対策を充実すること。
- (3) 野菜・果樹など、地域の特性に合った付加価値の高い作物の生産振興が図られるよう産地資金の拡充と十分な財源措置を講じるとともに、野菜・果樹農家の経営安定を推進できる仕組みを制度化すること。
- (4) 漁業の「資源管理・漁業所得補償対策」について、持続可能な漁業経営体の育成を促進するため、十分な所得が安定的に補償されるよう、より一層の対策の充実を図ること。
- (5) 農業・漁業以外の分野についても、戸別所得補償制度を導入する場合には、早期に制度概要案を示すとともに、地方の意見や実情を反映させること。
- (6) 米の需給調整に資するため、米の生産調整達成県に対しては、米の所得補償交付金においてメリット措置を講ずること。

## 2 中山間地域等における水田農業の持続的発展

- (1) 中山間地域等条件不利地域の水田農業が衰退することがないように、戸別所得補償制度における配慮と併せ、農地の多面的機能の発揮や自然循環機能の維持増進による農業の持続的な発展、さらには農村の振興を推進するための措置を講じること。
- (2) 「農地・水保全管理支払交付金」を継続するとともに、地域の実態や特性に柔軟に対応できる制度となるよう、基準等について不断の見直しを行うこと。

## 3 米の需要拡大の推進

- (1) 栄養バランスに優れた米を中心とした日本型食生活の普及・定着を図るため、米飯学校給食に対する食育活動や給食施設・機器の整備等の支援を強化すること。
- (2) テレビスポット等各種媒体を活用し、米離れの著しい若い世代を対象を絞るなど、米食の普及啓発を効果的に推進すること。

## 4 農業農村整備事業の推進

- 国の農業農村整備関係予算については、平成23年度においても平成22年度から大幅に削減された水準のままであり、このままでは、地域農業に大きな影響が生じる。食料自給率向上や地域特性に応じた戦略的な産地振興などの観点から、農業生産基盤整備事業の計画的な推進に必要な予算枠を確保するなど、格段の措置を講じること。
- (1) 生活環境の向上と定住条件の整備を図るため、農村地域の生活基盤整備事業の推進に格段の配慮をすること。
  - (2) 中山間地域等における高付加価値型農業等の展開及び生産活動の維持継続を図るため、地域の実情に応じた農業生産の基盤と農村の生活環境の一体的な整備を推進すること。
  - (3) 近年多発している豪雨・地震からの災害を未然に防止するため、農地防災事業及び農地・農業用施設の管理保全対策を早急に進めること。

## 5 新たな担い手の確保・育成

- (1) 新規就農者に対する就農開始に当たっての施設整備等への支援のほか、当初の経営が安定するまでの所得補填制度など、新たな担い手の確保・育成のための施策の一層の充実を図ること。
- (2) 集落営農による地域の効率的な土地利用を図るため、特定農業法人に対して税制上の特例措置や支援策等を充実強化すること。

## 6 家畜飼料の国内自給率の向上

- (1) 配合飼料高騰対策として、飼料用米及び食品残さやDDGS（穀類蒸留粕）等の家畜飼料への活用等、濃厚飼料の国内生産に必要な技術の確立と支援措置を積極的に講じること。
- (2) 自給飼料生産の拡大を図るため、水田活用の所得補償交付金等の各種支援措置の継続・充実を図ること。

## 7 環太平洋連携協定（TPP）等貿易自由化交渉への対応

- (1) 環太平洋連携協定（T P P）をはじめとする経済連携協定（E P A）・自由貿易協定（F T A）への参加交渉に当たっては、我が国の食料安全保障や農林水産業に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮すること。
- (2) 今後のW T O交渉においても、「農業の多面的機能の発揮」「国内生産を基本とした食料安全保障の確保」等を基本目標とする「日本提案」の実現に向けて強く交渉に臨むこと。
- (3) W T O交渉に当たっては、重要品目の十分な確保に努めるとともに、関税割当数量の拡大、上限関税の設定、関税率の著しい削減等が行われないよう交渉し、国内の農業が持続的に発展できる国境措置を確保すること。

## 8 国による関与・義務付けの廃止・縮小

- (1) 地方が農業再生に向けた施策を、主体的かつ積極的に実施できるように、地方への権限及び財源移譲を基本として、例えば、農地の管理・利活用は地方が主体となっていくよう「2ヘクタールを超え4ヘクタール以下の農地転用における大臣協議の廃止」「4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の都道府県への移譲」をするなど、国の関与を廃止し、地方の裁量範囲の拡大及び事務の簡素化を図ること。
- (2) 国と地方の役割分担を踏まえ、国が直接実施したり団体等に直接交付するなど、地域主権改革の趣旨に沿わない事業を創設しないことに加え、類似の事業については整理を行うこと。

## 9 森林整備と木材利用を両立させる対策の充実

- (1) 環境税の創設等、森林が有する公益的機能に着目した、新たな財源確保策の導入による森林整備の社会システムを構築し、県営林・公社造林等も含めた森林整備全体に対する支援制度の創設を図ること。
- (2) 土地の所有区分の明確化を図る国土調査事業の促進を図ること。
- (3) 製造業などの安定供給の要請、特に、東日本大震災の復興に必要となる木材需要、バイオマス利用など需要の多様化にこたえるため、木材の生産・流通・利用対策を拡充するとともに、これらの対策に地域の創意工夫のもと、中期的かつ総合的に取り組めるよう、既存の森林整備加速化・林業再生事業の延長及び財源の確保を行うこと。

## 10 公的造林事業の推進

- (1) 森林の公益的機能の発揮を確保していく上で重要である森林整備法人等の役割を明確化するとともに、森林整備法人等の財政基盤を確立するため、株式会社日本政策金融公庫資金の貸付利率の引下げ、伐期の長期化に伴って増加する利息負担を軽減する措置及び既往貸付金の返済負担軽減措置を実施すること。
- (2) 森林整備活性化資金の融資条件の改善及び森林整備法人等の借入を抑制する支援制度（定額補助制度）を継続すること。

## 11 松くい虫防除事業の推進

松くい虫被害対策については、環境に配慮した防除と被害跡地対策を緊急に実施す

るための所要の財源の確保と総合的な防除技術の開発を行うこと。

## 12 ポジティブリスト制度の見直し等

- (1) 残留農薬のポジティブリスト制度において定めた一律基準について、農薬ごとに評価を行い、適正な基準値を設定すること。
- (2) シジミへの残留農薬が一律基準を超過したことにより、出荷の自主規制等の問題が生じていることから、魚介類における基準値設定を早急に行うこと。
- (3) 漁業以外の人的活動に起因する一律基準超過により生じた漁業被害に対し、損失補てん（セーフティーネット）制度を創設すること。

## 13 燃油価格高騰対策

- (1) 生産コストの上昇が価格に適正に反映されるよう、流通業界や消費者等の理解醸成を図るとともに、具体的な仕組みづくりを進めること。
- (2) 燃油価格や生産資材の高騰により、経営が圧迫されている農林水産業者の経営安定を図るため、中山間地域特有の小規模産地でも対応可能な制度となるよう原油価格高騰対策や省エネ対策に係る交付金事業等の要件を緩和すること。
- (3) 安定的な生産活動に必要な燃油や資材の確保を図ること。

## 14 水産資源の管理・回復

- (1) 水産資源の持続的利用を推進するため、資源動向の調査研究、漁業者による資源管理・回復への取組に対する支援を強化すること。
- (2) 種苗生産施設の整備・拡充に対する支援を継続するとともに、広域回遊種を対象とする資源管理や栽培漁業については、国の主導による実施推進体制を構築すること。

## 15 特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長

平成 23 年度末に失効する特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長を行い、国土の保全と農林業の振興を図ること。



### Ⅲ 国土交通関係

#### 5 大規模災害に強い高速道路ネットワーク等の整備促進

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省)

##### 【理由】

道路は、国民生活の向上、経済社会の発展に不可欠な、最も基本的な社会基盤であり、特に、国の骨格を形成する高速道路は、「中国地方の自立ある発展」の実現はもとより、大規模災害時や緊急医療、有事の際の国民保護活動等において国民生活を支える不可欠な社会資本である。

先の東日本大震災において、東北道では被災後1日で緊急車両の通行が可能となり、約2週間で全線一般開放されるなど、高速道路ネットワークはいち早く復旧され、緊急輸送道路の幹線として被災地への物流を支えているが、中国地方には山陰道をはじめとして、早期復旧以前のミッシングリンクが依然として存在しており、大規模災害時における住民生活を脅かしている。

また、中国地方における大規模災害時において、周辺地域を含めた社会経済活動を維持するためには、被災していない高速道路が、被災した高速道路の迂回路として機能し得る山陽側、山陰側双方のダブルネットワークが必要であるが、ミッシングリンクによる物流の寸断は、中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に影響を及ぼす恐れがある。

高速道路ネットワークは、地域経済発展のためだけでなく、大規模災害時における『いのちの道』として、被災地のみならず日本全体の社会経済活動にとって不可欠な社会資本であり、東日本大震災の教訓を活かして災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路の整備は、国が国家戦略として、その責任において、早期にかつ優先的に行うべきである。

また、今後の道路行政の推進に当たっては、高速道路ネットワークと一体となって地域や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路をはじめ、地方が真に必要とする道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきである。

については、次の内容について提案する。

##### 【提案】

#### 1 高速道路ネットワークの早期整備と利用促進

先の東日本大震災の教訓を生かし、災害に強い国土づくりを行うためにも、高速道路ネットワークは、国が国家戦略として、その責任において、早期にかつ優先的に全線を整備すること。

特に、極めて整備が遅れている山陰道については、山陽道や中国道と一体となったダブルネットワークを構築するため、未着手区間の早期の事業着手とともに、事業中区間の一層の整備促進を図ること。

また、ダブルネットワークを相互連結する中国横断自動車道姫路鳥取線、尾道松江線などの事業中の箇所については、事業効果を早期に発現させるため、一層の整備促進を図ること。

さらに、災害時の物流機能の強化を図るだけでなく、平時においても、高速道路の定時性、高速性、安全性を確保するため、暫定2車線供用区間の4車線化を促進すること。

## **2 地域高規格道路等の整備促進**

大規模災害時における緊急輸送道路や迂回路として、高規格幹線道路と一体となって地域や空港・港湾等の物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路、国道、更には地域の生活を支える地方道の整備を促進すること。

## **3 安全・安心で災害に強い道路の整備促進**

道路が、緊急輸送道路や迂回路として、大規模災害時にその本来の機能を十分に発揮するため、橋梁やトンネルの耐震化や長寿命化対策などを一層促進すること。

## **4 真に必要な道路整備のための予算確保**

国、地方がそれぞれの役割に応じて災害に強い国土づくりのための道路整備を計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を十分確保すること。

## 6 港湾整備事業の推進

(総務省、財務省、国土交通省)

### 【理由】

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり、近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を図るため積極的な施設整備を図っていく必要がある。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことも重要である。

加えて、災害時の海上輸送網を確保するための港湾の整備も急を要する課題である。このためには、港湾の整備・充実を積極的に推進していくことが不可欠である。

さらに、国際的港湾保安対策の要請の高まりから、港湾の保安対策のレベルが国際競争力の新たな指標となる時代へ速やかに対応することが必要である。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 国際拠点港湾及び重要港湾の整備拡充

東アジア各地域との競争や連携が進展する中で中国地方産業の国際競争力を強化するとともに、都市の再生、循環型社会の構築を通じて、より良い暮らしの実現を図る観点から、緊急かつ円滑な港湾整備を促進すること。

#### 2 国際バルク戦略港湾の推進及び日本海側拠点港の形成

資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、安価かつ安定的な輸送を実現するため、「国際バルク戦略港湾」に選定された水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮して制度を設計し、推進すること。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化するとともに、日本海地域の経済発展に貢献するため、中国地方に日本海側拠点港を形成し、港湾機能の充実・強化を図ること。

#### 3 地方港湾の整備充実

生活関連施設の色合いが強い地方港湾や物流拠点として重要な役割が期待される地方港湾にあっては、地域の産業を支える基盤整備が必要であることから当面、国の公共事業予算の配分基準の見直しを行い、港整備交付金制度の拡充を図るなど、地方が必要とする港湾整備を促進すること。

#### **4 維持修繕事業の充実**

- (1) 既存の港湾施設の長寿命化を図り必要な機能を維持するとともに、最有効活用を図る観点から、港湾管理者が維持管理計画に基づく自主的・自立的な施設管理を行えるよう現行制度の改善を図ること。
- (2) 特に国有施設については、港湾管理者の負担を軽減する観点からも、国がその維持修繕についても一定の責任を果たすこと。

#### **5 港湾の保安対策の充実・強化**

平成14年12月のIMO（国際海事機関）における国際条約の改正を踏まえ、港湾施設の保安対策を的確に実施する観点から、港湾管理者の負担を軽減し保安体制の充実・強化を図ること。

## 7 地方交通基盤の整備

(総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

### 【理由】

地方における公共交通機関の運行維持とサービスの改善は、地域住民の安定した生活の場を確保し、定住条件を確立するのみならず、国土全体のバランスのとれた交通体系の整備を図るためにも必要不可欠なものである。

また、中四国横断新幹線の整備とその実現のためのフリーゲージトレインの段階的整備等高速鉄道網の整備は、中国地方のみならず四国を含めた新たな経済文化圏を形成し、活力を高めるために必要である。

高速道路の料金引下げは、広域的な交流・連携を促進し、地域の活性化につながる反面、フェリー等に対し、経営面に大きな影響を与えていることから、事業者が引き続き事業を継続できるよう、支援措置が必要である。

各県の地方空港は、それぞれの地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っている。一方、各空港への航空路線については、民間航空会社の事業として運航されているが、各社とも会社全体の経営状況悪化を受けて、路線の休止や縮小などの動きが相次ぐなど、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

地方空港の国際化や利用者のニーズ、更には今後の利用客の増大に対応するため、空港施設の拡充・整備が必要であるが、「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定」において、地方空港整備のための財政措置が抑制されている。

また、施設の耐震化・浸水対策や、C I Q（税関、入国管理、検疫、動物検疫、植物検疫）体制の整備・充実が不可欠である。

羽田空港再拡張による発着枠配分に当たっては、地方活性化及び国土の均衡ある発展を図る観点から、地方航空路線への格段の配慮が必要である。

また、境港や浜田港など日本海沿岸を中心とした地域は、韓国、中国、ロシアなどに向け地理的な優位性があり、北東アジア諸国を結ぶ玄関口（ゲートウェイ）と位置付けることができる。両港には環日本海貨客船やR O / R O 船が就航しているが、各国の通関制度、手続きに違いがあるなど、効率的な国際物流を進める上で障壁が多い状況である。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 JR在来線の輸送力の増強

JR在来線の高速化等輸送力の増強及び利便性の向上を促進すること。

#### 2 JR地方交通線の維持存続

JR地方交通線の維持存続、利便性及び安全性の向上に対する指導及び支援を行うこと。

### 3 高速鉄道網の整備

中国地方の一体的かつ均衡ある発展を図るために、総合的な高速鉄道網の早期実現を図ること。

### 4 地域の実情に応じた生活交通の確保

過疎・中山間地などの地方バス路線等生活交通の維持・確保のため、地域の実情を踏まえた適切な支援を講じること。

### 5 地方鉄道の維持存続及び安全確保対策

第三セクター等地方鉄道路線の経営安定化や鉄道軌道輸送整備に向け、支援制度の充実・強化を図ること。

### 6 離島航路の維持

離島航路の維持に必要な支援制度の充実・強化を図ること。

### 7 フェリー等への支援

フェリー事業者等の事業継続を可能にするため、価格競争力支援、低利融資等経営維持支援、運航効率化等競争力強化支援、航路活性化支援等、所要の支援措置を講じること。

また、これらに対して地方が当面の措置として単独で支援策を講じる場合も、国の責任において、適切な財政措置を講じること。

### 8 地方空港の施設拡充・整備

就航率の向上、運航遅延の解消等のため、地方空港の施設拡充・整備を促進すること。

### 9 空港機能の健全な保全

滑走路等の空港基本施設、アクセス施設（トンネル・橋梁）、護岸等の耐震化・浸水対策を促進するとともに、老朽化した既存施設の適切な維持・更新により空港機能を健全に保持すること。

### 10 C I Q体制の整備

C I Q体制を整備し、要員の強化を図ること。地方公共団体との連携・協力の下、C I Q退職職員の効率的な再雇用を図るとともに、広域的・効率的な活用やその仕組みづくり等、具体的な改善策を早期に樹立すること。

### 11 地方空港整備の促進

空港整備に関する特別会計への一般財源の投入を拡大し、地方空港の整備を促進すること。

## 12 発着枠の確保

羽田空港は、首都圏と地方を結ぶ交通拠点として重要な役割を果たしていることから、羽田空港再拡張による航空会社への発着枠配分に当たっては、政策的に地方航空路線への誘導を行うこと。

## 13 地方航空路線の維持

- (1) 地方航空路線を維持するため、地元自治体に取り組む事業について、新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を負うとともに、運航事業者も含めた協議の場を設けるなど、新たな仕組みづくりを行うこと。

## 14 国際物流環境の整備

- (1) 北東アジア各国間において、C I Q体制を充実させるとともに、迅速な手続きを確保すること。
- (2) 特に、ウラジオストク港において、通関手続きの透明化と迅速な対応について、ロシア政府に働きかけること。

## 8 離島・中山間地域の総合対策の充実強化

(内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、林野庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

### 【理由】

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・高齢化社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・下水道整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで「離島振興法」によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであるが、平成24年度に同法が効力を失うことから、離島の果たす重要性を踏まえ、新たな離島振興法の制定による対策の強化が必要である。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

#### 2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。



### 3 過疎対策事業債（ソフト事業分）の拡充

過疎対策事業債（ソフト事業分）について、地域の実情及び事業の必要性に応じて市町村が柔軟に対応できるよう、市町村ごとに定められた限度額及び総額の引き上げを図ること。

### 4 新離島振興法の制定

平成24年度末で離島振興法が効力を失うことから、新たな時代にふさわしい離島の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、引き続き離島振興対策を講じていくための新たな離島振興法を制定すること。

### 5 都市住民の交流や移住の促進

都市住民と中山間地域の交流や移住を促進するため、移転者に対する税制上の特例や中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業が中山間地域で社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

### 6 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

### 7 企業立地の促進策の実施

中山間地域において、魅力ある雇用の場を確保するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

### 8 野生鳥獣による被害防止対策の充実

近年、中山間地域においては、イノシシ、ニホンジカ、カワウなど、野生鳥獣の個体数の増加や分布の拡大による農林水産業、生活環境等への被害が依然として高止まり傾向にあり、被害地域も拡大している。

このため、野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。特に、カワウ等、県域を越えて広域的に分布する種については早期に国が中心となって広域保護管理指針を策定すること。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、地域の被害実態を踏まえた財源の安定確保を図るとともに、交付金の配分に当たっては、市町村合併が進んでいる都道府県が不利にならないよう十分配慮すること。

## 9 農林地の所有権のあり方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全のあり方について、早期に検討を進めること。

## 10 小規模高校における教育環境の整備

離島・中山間地域の小規模高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置を行うこと。

## 11 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

## 9 高度情報化の推進

(内閣官房、総務省)

### 【理由】

21世紀の活力に満ちた地域づくりを進めるためには、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「新たな情報通信技術戦略」に基づき、国民本位の電子行政の実現や地域の絆の再生などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提となる地理的情報格差の是正等の地域情報化推進を図るため、情報通信基盤の整備及び地域の高度情報化に対して一層の支援が必要である。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体が行う地域情報化への取組に対する支援措置を拡充すること。

#### 2 条件不利地域における民間通信事業者の設備投資の促進支援

情報通信格差是正のため、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度の拡充を図ること。

#### 3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図ること。過疎債等を活用した地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡充などにより初期費用の軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても一層の負担軽減を図ること。

#### 4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、電子申請の利用に当たって障害となっている法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図るとともに、基盤となる公的個人認証サービスの普及に向けた検討や開発・実証等を引き続き推進すること。また、電子政府・電子自治体の共通基盤であることから、国と地方公共団体の応分の負担による運用を行うこと。

## 5 ユビキタス社会の推進

ユビキタス社会を実現するため、無線等の新技術を活用した研究開発を推進するとともに、地域においてITを活用した先進的な取組が広く展開されるようモデル事業などの充実を図ること。

## 6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないように、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための施策を講じること。

## 7 地上テレビジョン放送のデジタル化の円滑な推進

地上デジタル放送への完全移行への対応として、衛星利用による暫定的な難視聴対策を余儀なくされた地域については、国及び放送事業者の負担と責任において、早急に恒久的対策を講じること。

また、地上デジタル放送に対する相談、対応窓口を引き続き設置するなど、国の責任において必要な支援を実施すること。

## IV 社会・文教関係

### 10 保健・医療・福祉の充実等

(総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省)

#### 【理由】

急速な少子・高齢化の進行、あるいは生活習慣病の増加等疾病構造の変化等を背景に、認知症や寝たきりなど要介護者の増加、社会保障負担の増大等が深刻な社会問題となってきた中で、すべての人が健康で安心して暮らせるいきいきとした健康・福祉社会を実現するためには、介護保険制度の円滑な運営、認知症高齢者対策の充実や高齢者の住まいの確保対策の整備が必要である。

一方、団塊の世代の高齢化による高齢者の急激な増加を目前にして、中山間地域が大半を占める中国地方では、高齢者の8割強を占める健康な高齢者が地域社会を支える役割を積極的に担うシステムづくりの必要性が高い。

また、国においては、いわゆる一次予防の重点的な推進と生活の質の向上を目指した国民健康づくり運動（健康日本21）を、平成12年度から推進されているが、この運動の目標を達成するためには、国・地方を通じ、行政や民間等多様な実施主体の連携による健康づくりを総合的に支援する社会環境の整備を進めていくことが不可欠である。

国は、医療費適正化の推進について、生活習慣病予防対策を主要な課題として位置付けているが、地方公共団体や医療保険者等が効率的な健康増進、疾病予防対策を推進できるよう地域・職域保健の連携の強化が必要である。

介護保険制度については、国において、平成24年4月の次期報酬改定に向けた議論が進められているところだが、安定的な運営を推進するためには、介護人材の確保に向けた従事者に対する処遇改善等への的確な対応や、増大する介護給付費に対応した国の財政措置が必要である。

障害者施策については、障害者や保護者・事業者などの関係者、市町村からの様々な制度改善を求める強い要望を受け、利用者負担の軽減や障害者自立支援法の円滑な施行のための特別対策等が行われてきたが、十分に進んでいない状況にある。

現在、国においては、障害者制度改革の推進のための基本的な方向と今後の進め方が示され、必要な法整備等が進められることとなるが、障害者の自立を支援するため、障害程度区分の見直し、障害児通園施設利用料の軽減、地域生活支援事業への財政支援の拡充、及び発達障害児・者への支援については、速やかな対策が必要である。

子育て支援施策については、子どもを生み育てやすい環境づくりを推進していくことが極めて重要な課題である。とりわけ、合計特殊出生率は依然として低い水準にとどまっていることを踏まえ、国・地方公共団体・事業者が一体となった総合的、計画的な少子化対策を一層推進していく必要がある。

また、児童虐待防止法等の改正により、市町村や児童相談所の果たす役割が重要化されるとともに、児童虐待に係る相談や通告の取扱件数や被虐待児の増加により、児童養護施設等も含めた体制の強化等を図る必要がある。

近年、DV被害者相談が急速に増加してきており、迅速かつ広域的に対応できる体制を推進していくことは極めて重要な課題となっている。DVに関しては、広域的な対応が必要であるとともに、基本的人権を確保する上で生活保護制度と同様に国レベルでの統一した基準を設け、ナショナルミニマムを確保する必要がある。

については、次の内容について提案する。

## 【提 案】

### 1 生涯現役社会づくりの推進

「高齢者の世紀」といわれる今世紀にあっては、高齢者を豊かな能力と意欲を持つ者としてとらえ、生涯を通じ、地域社会の一員としての社会参画の推進を図る必要がある。

こうした生涯現役社会の実現に向け、団塊の世代を含めた中高年からの健康づくりや社会参画の仕組みづくりについての省庁横断的な具体的対策を掲げた、次期「高齢社会対策大綱」を策定すること。

### 2 認知症高齢者対策の確立

- (1) 深刻化する認知症高齢者問題に対処するため、発症予防や治療に関する調査研究の積極的な推進、医療・介護現場の実態を踏まえた人材の確保と資質向上、地域における支援体制の構築に向けた、具体的な施策の検討を行うとともに、診療報酬や介護報酬への適切な評価についても検討を行うこと。
- (2) 認知症介護指導者養成研修については、今後、受講者の増加が見込まれることから、研修機会の拡大とともに、研修場所の地理的な配慮など受講者の負担軽減を図ること。

### 3 高齢者の住まい対策

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅については、利用者処遇が適切に確保できるよう設備、人員等基準について、具体的な基準の解釈を示すなどの方策を講じるとともに、指導監督権限を明確にすること。

### 4 保健・医療・福祉施策の充実

- (1) 壮年期からの健康づくりを着実に推進するため、市町村の健康増進事業のための適切な支援を行うとともに、十分な財源を確保すること。
- (2) 保健医療技術者の安定的確保のため、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の養成及び資質向上対策を充実し、その確保定着対策を推進すること。
- (3) 社会福祉施設職員等社会福祉事業従事者の養成及び資質向上対策を充実し、その安定的確保及び定着を図ること。
- (4) 生活福祉資金貸付事業「不動産担保型生活資金」について、不動産に係る債権管理及び処分を行う全国的な機関を整備するとともに、貸付元利金が回収できない場合の国による原資補てんを行うこと。

- (5) 介護福祉士国家試験の受験資格の変更に当たっては、働きながらの600時間の養成施設研修が困難な現任介護職員について、介護職場の従事者確保に支障が生じないように研修期間中の代替職員派遣事業の継続実施など、現任者が受験しやすい措置を講じること。
- (6) 介護保険や医療保険における低所得者への負担軽減制度については、世帯単位で負担能力を判断することとなっているが、形式的な「世帯分離」による負担軽減といった問題が生じないように、後期高齢者医療制度、障害者福祉サービス、保育料のように、本人又は本人と配偶者の負担能力により判断するよう見直すこと。

## 5 健康づくり対策の充実及び健康増進・疾病予防対策の推進

- (1) 効果的な運動の推進を図るため、地域の健康づくり活動の核となる保健師、管理栄養士等の確保や民間ボランティア組織に対する支援の充実を図ること。
- (2) 「健康日本21」に掲げる目標値等の達成を図るため、地方公共団体や医療保険者、健康づくり関係団体等が実施する普及啓発活動、健康教育、人材・グループ養成、技術・情報支援、その他施設整備も含めた環境整備等の健康づくり事業に対する技術的支援の充実と財源措置を図ること。
- (3) 生涯を通じた健康指導等が行えるよう、高齢者の医療の確保に関する法律、健康増進法、労働安全衛生法などに基づく制度間の整合に配慮するとともに、効率的な健康増進・疾病予防対策が図れるよう地域・職域保健の連携の強化を推進すること。

## 6 特定健康診査・特定保健指導の充実

- (1) 特定健診の評価や特定保健指導の方法について科学的な実証の積上げを行い、地方自治体等に対し、情報の提供を行うこと。
- (2) 受診率向上のため、受診内容が受診者にとって魅力的なものになるよう科学的根拠を踏まえつつ健診項目を見直すこと。
- (3) 健診や保健指導のデータを早期に地方自治体で利活用できるようデータ集計の流れを改めるとともに、国での分析結果を早期に還元し、施策の企画立案や行政指導に活用できるようにすること。

## 7 予防接種実施支援の充実

- (1) 子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの早期の予防接種法に基づく定期接種化を図ること。また、現在、予防接種部会で定期接種化が検討されている任意の予防接種についても、定期接種化を図ること。
- (2) 定期接種化された予防接種に係る費用については、全国一律に予防接種が推進されるよう国において適切な財源措置を行うこと。特に、平成23年度末までの時限措置で実施されている子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種に係る公費助成については、平成24年度以降も引き続き国において財源措置を行うこと。

## 8 ハンセン病問題対策の推進

- (1) ハンセン病問題についての正しい理解の全国的な普及啓発活動や社会復帰の実現に全力で取り組むこと。
- (2) ハンセン病患者・回復者の方々に対する偏見・差別の解消や社会復帰を希望される方々への支援に対し、ハンセン病療養所においても十分な支援・協力をを行うこと。
- (3) ハンセン病療養所が保有する史料の保全のための措置を講じること。

## 9 介護保険制度の円滑な運営のための支援等

- (1) 介護・福祉人材確保のため、平成21年4月の介護報酬改定による処遇改善の効果を踏まえ、次期報酬改定において適切な見直しを行うこと。  
なお、きめ細やかな介護サービスを実施するため、基準を上回る介護職員を配置している実情があることから、それに見合った介護報酬となるような制度を設定すること。
- (2) 介護職員処遇改善交付金については、平成23年度末までとされているが、その後の介護職員の賃金を維持するためにも、次期介護報酬改定においては、介護労働を適正に評価した報酬とすること。  
また、介護給付費の増大が見込まれることから、被保険者の負担軽減や地方公共団体の財政負担に対する十分な財政措置を講じること。

## 10 障害者施策の充実

- (1) 障害程度区分の見直しにおいては、特に、知的障害者や精神障害者の障害程度区分が低くなっている現状を踏まえ、生活実態が障害程度区分に反映されるよう、認定調査項目や判定基準、勘案項目等の改善を早期に行うことにより、身体障害者に比べて知的障害者・精神障害者が低い区分認定となることなく、かつ、地域間で差が生じないようなきめ細やかな精度の高い基準とすること。
- (2) 障害児の利用者負担を算定する際の世帯の範囲が、世帯全員とされているのに対し、障害者の利用者負担の場合は本人及び配偶者とされており、また、保育所の保育料の場合は原則として保護者とされ、不均衡が生じている。ついては、障害児の利用者負担を算定する場合の世帯の範囲も保護者のみとすること。また、障害児通園施設の利用者負担について、保育所の多子軽減措置制度と同様に、同一世帯において他に保育所等に通所している児童を養育している場合における2人目以降の児童の障害児通園施設利用料を軽減する制度を創設すること。
- (3) 障害児・者が地域で生活し、社会参加を促進していくためには、相談支援、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。  
地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、これらの事業を十分実施できるようにするため、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。
- (4) 発達障害については、発達障害者支援開発事業の成果等を踏まえて、発達障害の障害特性に応じた支援を行うための児童デイサービス、自立訓練等のサービス体系の検討をすること。
- (5) 軽度・中等度難聴児については、補聴器購入に際して障害者自立支援法による公的助成の対象となっておらず、特に低所得世帯の場合、親の経済的負担は大きいも



のとなっていることから、補聴器購入に対する助成制度を創設すること。

- (6) 障害者自立支援法に代わる新たな障害福祉制度が、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指し、障害者の自己選択・自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供ができるものとなるよう、制度の創設に当たっては、障害者自立支援法の施行状況や特別対策事業の実施状況等を十分に踏まえ、障害当事者をはじめ実施主体である地方公共団体と十分に協議を行うとともに、将来にわたって安定した運営ができるよう国において必要な財源を確保すること。また、制度の施行準備に支障がないよう早期の情報提供や十分な準備の確保、新制度に対するためのシステム改修や制度周知等に係る財源措置を行うこと。

## 11 特定疾患治療研究事業に係る国庫所要額の確保等

特定疾患治療研究事業（難病患者に対する医療費助成制度）については、国庫所要額の財源確保が不十分であるため、都道府県の大幅な超過負担となっていることから、十分な財源確保が図られるよう措置するとともに、法制化等による抜本的な制度の見直しを図ること。

## 12 地域における子育て支援施策の充実、仕事と育児の両立支援に係る企業の取組促進に向けた施策の充実

- (1) 幼稚園・保育所と小学校の連携や放課後子どもプランの取組み促進に当たっては、地域の実情に応じた取組が展開できる制度とするとともに、制度の充実を図ること。
- (2) 幼保一体化については、保育所、幼稚園、利用者などのさまざまな意見があることから、国民的な理解を前提とした推進を行うこと。
- (3) 中山間地域や離島地域などのへき地において幼児や児童生徒の実情に応じた多機能な子育て支援を促進するため、十分な財源確保を図るとともに、小規模なへき地保育所に対する採択基準を緩和すること。
- (4) 安心こども基金については、基金の目的に応じた有効な活用が図られるよう、基金の積み増しと期間延長を行うとともに、事業実施に係る裁量を広く都道府県に認めること。なお、基金の設置が、新待機児童ゼロ作戦の重点的な取組のための緊急措置であることに鑑み、地方公共団体に生じる負担に対して、必要な財源措置を確実にすること。
- (5) 低年齢児保育の拡大や延長保育、一時預かり事業等保育施策の一層の拡充を図ること。
- (6) 児童養護施設等に入所する児童について、自動車運転免許等、就職に有用な各種資格が取得できるよう、自立支援策を拡充すること。
- (7) 企業において、従業員が子育てしやすい職場環境づくりのための誘導策の充実を図ること。
- (8) 子育て支援に積極的に取り組む企業に対する税制上の優遇措置などの支援策の充実を図ること。

## 13 妊娠・出産・育児に係る負担軽減の措置

- (1) 子ども・子育て新システムについては、こども園（仮称）創設をはじめとする各種給付に係る財源フレームを早期に明確にするとともに、制度設計に当たって、全国一律の現金給付は国が行い、地域の実情に応じたサービス給付は地方の裁量と創意工夫で行うことができる仕組みとすること。
- (2) 地方が独自に行っている乳幼児等医療費助成制度については、国で事業化すること。また、国事業化されるまでの間、現在の国民健康保険療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。
- (3) 子どもを望む夫婦が安心して不妊治療が受けられるよう、保険診療適用の拡大又は特定不妊治療費の助成額の増額、所得制限の緩和を行うこと。
- (4) 将来にわたって安定的に妊婦健康診査の公費助成が継続できるよう、必要な財源措置を行うとともに、妊婦健康診査臨時特例交付金事業終了後の制度設計に当たっては、地方公共団体から意見聴取を行うとともに速やかに情報提供を行うこと。
- (5) 保育所の保育料について、国庫負担基準における保護者負担割合の引下げ等を行うこと。特に多子世帯の保育料について、同時入所の有無にかかわらず軽減を図ること。

#### 14 児童虐待防止対策の充実

- (1) 児童養護施設への被虐待児童等の入所の増加に伴いきめ細やかなケアが必要なことから、現行の施設職員の配置では対応が困難となっているため、本年6月に配置度が高い加算職員は義務化されるなど改善が図られたものの、更なる配置基準等の見直しを行うとともに、ケアの小規模化を推進するため、地域小規模児童養護施設の指定要件を緩和すること。
- (2) 児童虐待の発生予防、事後のケア、再発防止等の対策を充実強化するとともに児童相談所、市町村及び児童養護施設等の体制強化を図ること。対策強化に当たっては、地方公共団体や児童養護施設からの意見を十分反映させること。

#### 15 DV被害者支援の充実

- (1) DV被害者対策が、自治体によって大きな差異が生じないように、一定の施策水準の確保を行うこと。
- (2) DV被害者の広域対応に係る財源も含めた対応策の再検討を行うこと。

## 11 医療保険制度の見直しへの対応及び地域医療の確保等

(総務省、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省)

### 【理由】

国において、昨年12月に後期高齢者医療制度の廃止、国保の都道府県単位化などのとりまとめが行われ、本年2月には構造的な問題を抱える国保の基盤強化に向けた地方3団体との協議が開始された。国保を含めた医療保険制度の改革は、県民生活や地方公共団体の行財政運営にも大きな影響を及ぼすものであることから、地方公共団体や現場の意見を十分反映させることが必要である。あわせて、国において、良質な医療提供体制の確立や医療費適正化の推進などに取り組む必要がある。

初期臨床研修の必修化を契機に、医師の地域偏在及び診療科偏在により、離島や中山間地域及び産科、外科、小児科などの特定診療科で医師不足が深刻化している。また、看護職員についても、離島・中山間地域や中小病院を中心として、深刻な看護職員不足が生じている状況であり、健康で安心な住民生活を支える医療サービスの安定的な提供が極めて困難になっている。こうした問題は地方だけでは解決できないことから、国において積極的な対策を講じていく必要がある。

また、国立病院機構の医療施設は、広域を対象とした高度又は専門医療など、国の政策として担うべき医療（政策医療）を行いつつ、病診連携等の地域に根ざした医療を目指す方向で設立されたものであるが、独立行政法人化に伴い、今後、各施設にあつては、これまで以上に効率的・安定的な財務運営が求められており、今後の医療提供体制の整備・充実に支障をきたすことが懸念される。

がんについては、中国地方において、死亡率が第1位の病因であるが、化学療法や放射線療法等を担う専門医の数は欧米に比べ圧倒的に少ないなど、これら専門医や外科医の養成・確保は急務である。

また、世界的には標準薬として認知されている抗がん剤が、我が国では保険適用外となっているものもあり、効果的な抗がん剤治療を行う際の障害となっている。

さらに、医師不足などにより指定要件の充足が困難になったがん診療連携拠点病院が、指定からはずれる事態が生じており、がん医療の均てん化を進めるため、「地域の実情に応じた指定要件の見直し」が必要である。

救命率向上を図るため、救急救命士が行う応急処置の知識、技能を医学的観点から維持、向上させるメディカルコントロール体制の整備推進は、救急救命士の業務拡大を図っていく上での前提であり、地域における救急救命士の教育・研修体制の整備を進めていく必要がある。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 医療保険制度の見直しへの対応等

##### (1) 医療保険制度の改革について

医療保険制度の改革に当たっては、地方の実情を踏まえるとともに、地方公共団体や現場の意見を十分反映させること。

特に、新たな高齢者医療制度及び危機的な状況にある市町村国保については、地域保険としての保険者機能が確保され、国費の拡充等により持続可能で安定した制度となるよう見直しを行うこと。

また、市町村国保は、無職者や高齢者が多いことによる脆弱な財政基盤や高額な医療費といった構造的課題を解決する必要があるので、地方と十分な協議を行うべきである。

その上で、市町村国保の広域化については、前提となる保険料設定の考え方や県と市町村の役割分担などを早期に示し、広域化等支援方針に基づく地方の自主的・主体的な取組を最大限尊重し、国としての支援等を行うこと。

## **(2) 医療費の適正化の推進**

医療費適正化の推進に当たっては、医療費に多大な影響を与える診療報酬等に権限を有する国が主導的役割を果たすこと。また、特定健診・特定保健指導等が円滑かつ適正になされるよう国において適切な対策を講じるとともに、保険者に対する確実な財政支援措置を継続すること。

あわせて、特定健診・特定保健指導による医療費への実証ある適正化効果を明らかにするとともに、後期高齢者支援金の加算・減算措置について、特定健診・特定保健指導の実施状況の現状を踏まえ、適用の延期や廃止を含め、制度のあり方について再検討を行うこと。

## **(3) 療養病床の再編成**

療養病床の再編成については、介護療養病床の廃止を6年間延期する法改正がなされたところであるが、国においてはこれまでの政策方針は維持するとしていることから、介護療養型老人保健施設等への転換の際には、現に療養病床に入院している患者の受け皿として機能するよう、必要に応じて人員基準や介護報酬の見直し等を行うこと。

また、転換年度によって助成額が異なることのないよう、引き続き必要な財源確保をすること。

あわせて、介護療養病床の廃止期限の延長後の新たな療養病床の在り方や再編成方針を早急に明らかにすること。

## **(4) 後発医薬品の普及促進**

後発医薬品の使用が促進されるよう、後発医薬品に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、品質確保対策の拡充や供給体制についての産業界への指導を行うこと。

## **2 医師等の確保対策の推進**

### **(1) 診療報酬の充実、医師の勤務条件の充実**

産科、外科、小児科などの特定診療科の医師やへき地医療、救急医療などを担う医師が確実に確保できるように、医療費の負担の在り方を考慮しつつ、実効性のある診療報酬の見直しを行うとともに、医師の処遇改善に直接つながる手当や、勤務環境の改善に対する支援の拡充を図ること。

## (2) 地域医療等に関する医学教育の取組み

地域医療を担う医師の重要性に鑑み、必修化も含め大学医学部における地域医療教育を充実すること。

## (3) 医師の適正配置及び必要な入学定員枠の確保

近年、医学部定員の拡大が図られているが、産科、外科、小児科やへき地医療、救急医療など医師が不足する分野に誘導する仕組みを構築すること。

また、人口や、医師の地域偏在や特定の診療科における顕著な医師不足の実態及び高齢化の進展などを考慮した今後の医療ニーズの動向などを踏まえ、医学部定員数の拡大に柔軟に対応すること。

あわせて、入学定員枠の拡大に当たり、奨学金制度の創設が都道府県に義務付けられているが、奨学金制度の運営にかかる経費について、地方財政上の措置を拡充すること。

## (4) 女性医師の就業体制の整備

増加傾向にある女性医師の幅広い就業体制を整備するとともに、離職者のための再就業支援の更なる充実を図ること。

## (5) 病院勤務医師の勤務環境改善への取組

救急医や産科・外科・小児科医などの病院勤務医の就労環境の改善が急務であり、医師や看護師・助産師の増員、医療関係職種の役割分担・業務範囲の見直し等、財源を含めた支援策を検討すること。

また、開業診療所医師に対する、救急医療や夜間診療への協力を促進させるための制度について検討すること。

なお、医療従事者の手厚い配置に向けた指導や診療報酬等による誘導策は、就業環境の改善や、より質の高い医療の提供につながるものと考えられるが、対応を委ねられる個々の医療機関にとって、医師や看護師の確保が極めて困難な状況の中で、直ちにその実現を図るのは至難であり、国において、こうした実態を踏まえ、計画的・段階的に改善を図る取組を検討すること。

## (6) 国民の理解と協力を得るための積極的な情報発信や啓発活動の展開

受療者である国民に対して、医療を提供する側の努力だけでは、医療体制を維持・確保していくことが困難な状況があることを明確に示し、国民の理解と協力を得るための積極的な情報発信や啓発活動を展開すること。

## (7) 中山間地域に勤務する医師のための研修制度の創設

中山間地域の公的医療機関等に勤務する医師のモチベーションを高め、中山間地域での医療従事を志望する医師の増加誘導策として、当該地域での従事医師に限定した国内外での長期研修制度等を創設すること。

## (8) 医師偏在の是正につながる専門医制度の見直し

地域医療に必要な専門医や総合医を確保するため、関係学会や医師会等との連携による計画的な育成・供給システムの検討を行うなど、医師偏在の是正につながる専門医制度の見直しを図ること。

## (9) 看護職員の確保対策の推進

看護職員の養成、勤務環境改善による離職防止、再就業促進等の取組に対する財政支援の充実を図ること。

#### (10) 我が国が目指す医療についての国民合意の形成

医療へのアクセスも含めた国民が求める医療提供体制と、それに要する資源の確保や負担の在り方について、考えられる政策選択肢の提示と国民合意形成に向けた取組の推進を図ること。

### 3 国立病院機構の医療提供体制の充実

岩国・福山・東広島・米子の各医療センター等について、医療提供体制の抜本的な整備・充実を図ること。

### 4 がん医療の充実

#### (1) がん医療を担う医師の育成・確保

がんの化学療法や放射線療法を専門とする医師を育成するとともに、がんの手術療法を担う外科系の医師の育成及び確保を図ること。

#### (2) 新薬の開発、保険適用の拡大

がん治療に係る新薬の速やかな開発、承認及び承認薬の保険適用を拡大すること。

#### (3) がん診療連携拠点病院の指定

がん診療連携拠点病院の指定更新に当たっては、地域の医療供給体制や病院間の役割分担などの実情を踏まえること。

### 5 メディカルコントロール体制の整備促進

(1) 気管挿管実習の患者の理解を促すため、引き続き、国民への普及啓発活動を積極的に行うとともに、国立大学法人の附属病院や独立行政法人国立病院機構を中心とした病院実習受入協力システムの構築を図ること。

(2) 救急救命士の実習受入を促進するため、国立大学法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康福祉機構等の病院を含むすべての医療機関に対する財政的な支援を行うとともに、万一、実習中に事故が発生した場合の全面的な保障制度を国において整備すること。

## 12 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

(財務省、厚生労働省)

### 【理由】

原子爆弾被爆者は、被爆後66年を経過した今日においても、社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けなければならない実情にある。

高齢化が一段と進む中でひとり暮らしや寝たきりなど介護を要する原子爆弾被爆者が年々増加しており、被爆者対策には解決すべき多くの問題が残されている。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、国の責任において被爆者及び遺家族の実態に即した援護対策を一層充実すること。

#### 1 介護施策の拡充強化

本年6月をもって、被爆者全員が65歳以上となり、介護保険の第一号被保険者となった。

については、被爆者訪問介護利用助成に係る所得制限を撤廃し、介護保険利用助成に係る助成対象サービスを拡大するとともに、財源措置も含め、国の責任において必要な施策を講じること。

#### 2 被爆者健康診断内容等の充実強化

被爆者は、被爆の影響により、がんなどの疾病の発生率が高く、また、高齢化に伴い健康診断の重要性がますます高まっていることから、健康診断費の改善を図るとともに、診断内容について、高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査と同様とするなど、他制度との整合性を図ること。

#### 3 被爆者関係施設の整備充実

被爆者の医療・養護等を進めていく上で重要な原爆病院、原爆養護ホーム等の被爆者関係施設は、その特殊性から人的・物的負担が多く、経営に困難を来していることから、運営費を充実するとともに、施設・設備整備に当たっては、より一層の助成措置を講じること。

#### 4 医療及び介護保険における地方負担の改善等

被爆者医療については、原爆被爆による健康上の障害の特異性と重大性にかんがみ、老人保健事業推進費等補助金の増額など、被爆者医療に係る地方公共団体の負担の解消に向けて、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること。

また、被爆者を多く抱える広島・長崎両県市に対しては、介護保険法による地方公

共団体の負担が過度にならないよう財政措置を講じる等の配慮をすること。  
さらに、法定受託事務である被爆者援護事務について必要な人件費を負担すること。

## 5 原爆症認定制度の見直し及び審査の迅速化

原爆症認定制度については、高齢化し病気に苦しむ被爆者の現状にかんがみ、被爆者救済に資するよう、早急に、その在り方について検討を加え、必要な措置を講じること。

また、原爆症の認定に係る審査に当たっては、より一層速やかな審査を行うこと。

## 6 在外被爆者の援護の推進

在外被爆者の援護については、保健医療助成事業の導入や、在外公館等から被爆者健康手帳、原爆症の認定及び手当等の申請が可能となるなど、改善が図られてきた。

しかし、健康診断や医療の面においては、国内の被爆者に比べ十分な援護が受けられているとはいえず、居住国における実情に即した援護の充実が求められている。

については、居住国における健康診断や医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における実情等を踏まえて検討を行い、早急に必要な措置を講じること。

また、在外公館等を通じた各種申請手続等について、十分に周知し円滑な実施を図るとともに、手帳交付申請については、より一層の迅速な審査ができるよう、高齢化が進む在外被爆者の実情に即した対応を行うこと。

## 7 被爆二世の健康診断内容等の充実

被爆二世健康診断は、健康状況の把握と健康不安の解消を図る観点から、希望者に対して実施されている。

現在のところ、被爆二世に対する遺伝的影響を示す科学的知見は得られていないものの、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になってきている。

については、その置かれている立場を理解して、被爆二世健康診断内容等のより一層の充実を図ること。



## 13 学校教育の充実等

(財務省、文部科学省)

### 【理由】

基礎学力の定着や学校生活への円滑な適応などの様々な教育課題を解決するためには、少人数学級を実施してよりきめ細かな指導を行うことが必要である。

現在、国においては、中央教育審議会答申を踏まえた教育改革が進められているところである。

このような状況の中で、21世紀を担う子どもたちの教育環境の整備・充実を図る必要がある。

また、平成22年度から、国が自らの政策判断により全国一律に高校授業料の実質無償化を実施しているにもかかわらず、公立高校に係る交付金算定では、従来地方公共団体が行っていた授業料減免分について、引き続き地方負担が残ることとなった。

さらに、私立高校については、就学支援金が創設されたものの、引き続き保護者負担が残る場合があるなど、公私間格差解消という実勢面での対応が十分図られていない状況である。

また、地方国立大学は、その地域の知的・人的資源の拠点として、教育、文化、産業振興などを通じて、地域の自立と発展に寄与しており、その果たしている機能、役割に鑑み、各大学の規模や特性等を十分考慮して、地方国立大学の主要な財政基盤である運営費交付金を安定的に確保していくことが必要である。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 少人数学級の着実な推進

地方の主体性の下、少人数学級が実現できるよう必要となる教職員の定数を確保し、制度の改善を推進すること。

#### 2 必要な教職員の確保等

教育改革を実現し、新たな職の設置、学習指導要領の改訂、特別支援教育の充実、多様化・深刻化する問題行動、キャリア教育などといった様々な教育課題に対応するために、必要な教職員を確保するとともに、現場の実情に即した弾力的運用を図ること。

#### 3 公立学校の施設整備の促進

県及び市町村が計画的に進める耐震化などの学校施設整備を促進すること。

#### 4 私学振興の充実

幼児・児童・生徒数は、少子化により恒常的に減少しており、高等学校をはじめと

する私立学校の経営は、極めて厳しい状況におかれている。

このため、我が国の学校教育における私立学校の役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法の目的である私立学校の教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減、学校経営の健全性の確保を図る上で、国の財源措置等は極めて重要であることから、私学の総合的な振興方策の拡充強化について特段の配慮をすること。

また、私立学校施設の耐震化を促進するため、改築に係る国の支援制度を創設するなど、より一層の施策の充実を図ること。

## 5 高校授業料の実質無償化

- (1) 公立高校については、従来地方公共団体が行ってきた授業料減免などの施策にかかわらず、国の責任において、全額国負担とすること。
- (2) 私立高校については、公私間格差解消という観点から、就学支援金の拡充を図ること。

## 6 国立大学法人運営費交付金の確保

国立大学法人運営費交付金については、法人化直後の公費投入額を踏まえ、必要な所要額を確保するとともに、その配分に当たっては、安易に競争原理や成果主義を導入せず、地方国立大学が安定的な財政基盤の下で、地域において果たしている機能や役割を引き続き発揮するとともに、持続的に発展できるよう十分に配慮すること。

## V 環境・エネルギー関係

### 14 環境保全対策の推進

(総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)

#### 【理由】

瀬戸内海については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく施策の積極的な推進や、瀬戸内海の藻場、干潟、自然海浜等の貴重な自然環境の維持のための対策が必要である。また、瀬戸内海の自然環境の保全と活用を図るため、瀬戸内海国立公園の積極的な整備促進が必要である。

児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼については、社会経済活動の進展に伴い、富栄養化による水質悪化が懸念されたことから、湖沼法に基づく湖沼水質保全計画の策定など、水質浄化施策を推進中であるが、今後更に水質保全対策を実施するためには、国の技術面における支援及び財源確保が必要である。

科学技術の発達により、微量でも極めて有害な物質や生態系に影響を与える可能性があると考えられる物質が、身近な生活の場においても使用されるようになり、新たな環境汚染が懸念されているため、その対策が必要である。

地方の美しく豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道など污水处理施設の整備を進めることが極めて重要である。

地球環境の保全や大気汚染等の生活環境問題解決のためには、低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策などの技術開発が必要である。

東日本大震災及び福島原子力発電所事故等を契機とし、国のエネルギー政策の見直しが求められており、そのエネルギー政策を前提とした地球温暖化防止対策も実現困難となることが必至な状況となっている。

土地の開発・売却の際や環境管理の一環として汚染調査を行う事業者の増加等に伴い、重金属や揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化しており、その対策が必要である。

特定外来生物の防除は、基本的に国の事務であり、国が責任を持ち、特定外来生物被害防止基本方針に沿って、国自ら積極的に防除を実施することが必要である。

近年の大気化学輸送モデル等の進歩により、高い時間的・空間的分解能でモデルシミュレーションが可能となり、光化学スモッグの大陸からの移流や成層圏からのオゾン降下の可能性が指摘されている。広域的な大気汚染に対応するため、国際的な対応と早期の情報収集・提供が必要である。

アスベスト問題に関する健康、環境、建築物対策等総合的な対策の推進のためには、アスベスト疾患への対応や、アスベスト廃棄物に関する処理技術の開発など、個別の対策の充実・強化が必要である。また、これらの対策に必要な財政負担については、地方自治体と十分な調整が必要である。

近年、日本海沿岸では、海洋ごみが多量に漂着することが深刻な問題となっており、

現状では県又は沿岸市町村において回収・処理されているが、膨大な労力や費用が大きな負担となっている。今後は、韓国に対する外交努力の継続のほか、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(海岸漂着物処理推進法)に基づき、国・県・市町村・事業者・国民・民間の団体等がそれぞれの役割を果たすことによって、効果的な回収・処理等の対策が図られる仕組みを早急に構築する必要がある。

自治体等における公園の飼養鳥がインフルエンザに感染し、家きんへの感染防止のため同所の飼養鳥を大量処分した事例において、防疫資機材の購入費用等は特別交付税で措置されたものの、飼養鳥の補償措置がなかったことから、家畜伝染病予防法に準じた支援措置が必要である。また、こうした事例の取扱方針を策定する上で、具体的な対応を行った地元自治体は貴重な情報を有しているため、その意見にも十分な配慮が必要である。

全国的に頻発する渇水被害に対応するためには、水資源の開発による用水の確保が、極めて重要な課題となっている。しかしながら、水資源の開発は、長期の施行期間と多額の財政負担を伴うため、常に先行投資を行うことを要求されるとともに、多くの場合、未売水の保有、水原価の高騰等の事態に直面しているため、経営基盤強化のための配慮が必要である。

については、次の内容について提案する。

## 【提 案】

### 1 瀬戸内海環境保全対策の推進

- (1) 瀬戸内海環境保全基本計画推進に係る各種公共事業の促進を図ること。
- (2) 生活排水対策を効果的に推進するために必要な財源の拡充強化を図ること。
- (3) 海域の保全を図るため、海浜流失の調査・究明を行うとともに、浸食対策事業や海岸環境整備事業等の推進を図ること。
- (4) 瀬戸内海の環境を健全な状態に保全・回復するための新たな施策を確立し推進すること。

### 2 瀬戸内海国立公園の整備促進

瀬戸内海の自然環境の保全と公園施設の利活用を促進するため、老朽化した休憩所及びトイレなどの施設の再整備や、登山道の安全対策、地域の特色を踏まえた環境学習ニーズに対応できる施設の計画的な整備を促進すること。

### 3 児島湖及び宍道湖・中海等の湖沼における水質保全対策の推進

- (1) 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること。
  - ア ヨシ原、浅場及び藻場の造成等の湖岸域の環境改善の積極的な取組
  - イ 湖底環境の改善などその他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (2) 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること。
  - ア 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
  - イ 赤潮、アオコなどのプランクトンやユスリカの異常発生を防止するために必要な調査等の推進

ウ 湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進

- (3) 地方自治体やNPOなどの関係団体が取り組む水質浄化策に特別の財政支援措置を講じること。

#### 4 有害化学物質対策の推進

- (1) 有害化学物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染を未然に防止するため、環境中の濃度や健康影響等の調査・研究を積極的に実施し、環境基準若しくは指針値の設定などに努めるとともに、実効ある排出抑制対策を推進すること。
- (2) 有害化学物質の効率的かつ簡易で安全な分析方法を早期に確立すること。
- (3) ダイオキシン類に汚染された底質の処理技術を早期に確立すること。
- (4) 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」の円滑な施行を図るため、国は、具体的に県の行うべき事務内容及び運用に際しての手法を早期に示すとともに、制度運用に伴う業務経費への適切な財政負担を行うこと。
- (5) 微量PCB汚染廃電気機器等の処理体制を早急に整備すること。

#### 5 下水道などの汚水処理施設整備事業の推進

遅れている汚水処理施設の整備を一層促進するため、下水道事業や浄化槽事業などを積極的に推進するとともに、市町村が必要とする財源の一層の充実を図ること。

#### 6 低公害車の普及促進及び自動車排ガス低減対策の充実強化

平成13年7月に策定された「低公害車開発普及アクションプラン」等に基づき、低公害車に係る現行制度の拡大・充実を図るとともに、水素自動車や燃料電池車の普及などにより、二酸化炭素等自動車排出ガスの低減対策を充実・強化すること。

#### 7 地球温暖化対策の推進

東日本大震災及び福島原子力発電所事故により、実現が困難となっている国の地球温暖化防止対策と、そのベースとなるエネルギー政策を早急に見直し、新たな基本方針を確立すること。

また、新たな基本方針の構築に当たっては、次の事項に配慮すること。

- (1) 地方において、地域の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策を推進するため、新たな地方税を創設するなど地方自治体の温暖化防止対策に活用できる財源を確保すること。  
なお、地球温暖化対策のための税の創設に当たっては、特定の地域や産業への過度の負担が生じることのないよう、十分に検討を行った上で導入すること。
- (2) 地域の実情に応じた温暖化対策として、地域住民や事業者に向けた普及啓発を始め、省エネルギー・新エネルギーの新技术の開発や利用促進等を推進するため、優遇税制措置や助成制度の一層の充実・強化を図ること。
- (3) 「森林吸収源10カ年対策」に基づき、森林の整備・保全対策を強力に推進するとともに、これらの施策に必要な財源として、森林吸収源対策を「地球温暖化対策のための税」の用途に位置付けること。
- (4) 民生部門の温暖化対策を促進するため、県や市町村レベルの地球温暖化対策地域協議会を活用した国民運動の推進母体制を整備するとともに、地域協議会が行う特

色ある取組みに対し支援を行うこと。

## 8 土壌汚染対策の推進

- (1) 経済的・効率的な土壌汚染の修復技術等の開発を図ること。
- (2) 土壌汚染対策の推進に必要な財源を確保するとともに、土壌汚染対策法に定められた基金の助成要件を緩和すること。
- (3) 土壌汚染対策法の施行を適正に行うため、調査命令の発出等判断基準を明確に示すこと。

## 9 特定外来生物の防除の推進

特定外来生物の侵入による生態系、農林水産業、生活環境など各種被害の防止を図るため、特定外来生物の侵入の早期発見、初期段階における迅速かつ効果的な防除の実施体制の構築並びに防除技術の開発を行うこと。また、地方公共団体等が行う自主的な防除事業に必要な、捕獲器や薬剤の購入に要する経費に対して、継続的な財政支援措置を図ること。

## 10 光化学スモッグの大陸からの移流等への対応強化

- (1) 光化学スモッグ・煙霧による大陸からの影響や成層圏からのオゾン降下について、国内のみならず、東アジア（日本、韓国、中国、台湾）各国と協力して、調査・研究を推進し、原因究明を行い必要な対策に取り組むこと。
- (2) 各測定地点におけるオゾン濃度や気流状況の解析を踏まえた、光化学スモッグ発生予報が可能な予測システムを構築すること。

## 11 アスベスト対策の充実・強化

- (1) アスベスト関連疾患への対応など健康対策の充実を図ること。
  - ア 市町が実施する検診事業における対象者の拡大など、アスベスト関連疾患に係る検診体制の拡充に向けた財政支援措置の創設
  - イ 悪性中皮種や肺癌などとアスベストの因果関係の早期究明及びアスベスト関連疾患の早期診断方法や治療法の確立
  - ウ アスベストに係る大気環境基準や室内環境許容基準の設定
- (2) 建築物におけるアスベスト調査、除去等の対策工事への財政的支援制度の充実等を図ること。
  - ア 私立学校、医療機関、社会福祉施設等のアスベスト調査、対策工事等に係る財政的支援制度の拡充等
  - イ アスベスト対策について、安全かつ低コストな技術・工法の確立及び専門知識を有する人材の早期育成
  - ウ 建材中のアスベスト含有の有無についての簡易な判別方法の確立
- (3) アスベスト廃棄物処理技術の開発、事業化に対する支援や、アスベスト廃棄物を取り扱う産業廃棄物処理施設に対する財政的支援措置の創設を図ること。

## 12 政府の日本海対岸諸国からの海岸漂着ごみ対策への一体的な取組

- (1) 海岸漂着物処理推進法が制定されるとともに、平成23年度まで地域グリーンニューディール基金による財政措置が講じられているところであるが、平成24年度

以降においても恒久的な財政上の十分な措置を図るとともに、外国由来の海岸漂着ごみの処理対策についても、恒久的な財政上の十分な措置を含めて、国の責任において早期に施策を策定し、実施すること。

- (2) 国は外交ルートを通じて日本海対岸諸国に対し、各国内における海岸漂着ごみに係る原因究明とその防止策、監視体制の強化などを強く要請すること。

### 13 高病原性鳥インフルエンザに感染した飼養鳥の取扱方針の策定等

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの家きんへの感染拡大を防止するため、自治体等の公園や動物園等の飼養鳥の処分に対して、家畜伝染病予防法に準じた支援措置を講じること。
- (2) 国において飼養鳥の取扱方針を早急に策定するとともに、策定に当たっては、飼養鳥を処分した自治体からの意見に配慮すること。

### 14 水資源対策の推進

- (1) 「先行水源等の当分の間十分な用水需要の見込めない工業用水道事業」を対象として、国において、経営基盤強化のために必要な措置を講じること。
- (2) 工業用水道事業に係る料金原価に見合った料金設定や地域の実情に応じた料金設定が行えるよう、基準料金の見直しや地区別料金の設定による料金平準化など、料金制度の改善を図ること。

## VI 領土・基地関係

### 15 竹島の領土権の早期確立等

(内閣官房、内閣府、総務省、外務省、文部科学省、国土交通省)

#### 【理由】

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。

しかし、韓国はこれまで50年以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島周辺海域での総合海洋科学基地建設を計画するなど、竹島の実力支配の強化を図ろうとしている。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生に竹島問題の理解を広めることは極めて重要であると考えている。

さらに、国境に位置する離島に人が住んでいることが他国による不法占拠の防止や領土保全につながっていることを考慮し、生活基盤確保のための特別措置が必要である。については、次の内容について提案する。

#### 【提案】

平成18年6月に衆参両議院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

#### 1 竹島の領土権の早期確立

竹島の領土権を既成事実化しようとする最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決も含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。



## 2 広報普及活動

北方領土と同様に、国において竹島問題に関する広報啓発活動を所管する組織を例えば内閣府に設置すること。この組織を中心に、「竹島の日」の制定や広報啓発施設の整備などにより、国が国民への啓発活動に主体的な取組みを進めること。

## 3 学校教育における指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

## 4 国境離島に対する支援

国境に位置する離島については領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

## 16 日本海における漁業秩序の確立

(外務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、海上保安庁)

### 【理由】

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船に加え、近年、まき網漁船及びいかつり漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は漁具被害、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国はえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被ることのないよう対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

#### 2 暫定水域の資源管理等の推進

排他的経済水域の境界線が画定するまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

#### 3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

#### 4 漁場機能維持管理事業の継続実施

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されているため、新日韓及び新日中漁業協定関連特別基金の後継事業である漁場機能維持管理事業の予算確保と継続実施を行うこと。

## 17 岩国基地関連対策の推進・充実及び米軍機による低空飛行訓練の中止

(総務省、外務省、財務省、防衛省)

### 【理由】

基地周辺における地域住民の安全で平穏な生活を確保するためには、基地に起因する米兵犯罪や航空機騒音の防止等の諸問題を改善する必要がある。

また、米軍機の低空飛行訓練による騒音や事故への不安等により、住民の平穏な生活が乱されているという現状を改善していかなければならない。

については、次の内容について提案する。

### 【提案】

#### 1 岩国基地関連対策

岩国基地に起因する住民の様々な不安が解消されるよう、実効性ある安心・安全対策の実施等関連対策の一層の推進・充実を図ること。

##### (1) 米兵犯罪防止対策の強化

米軍人等による犯罪を防止するため、米軍人等への再発防止策の徹底、基地外での詳細な居住状況の把握・防犯体制の強化、更に日米地位協定の見直し等を含めた抜本的な対策を講じること。

##### (2) 騒音防止その他の安心・安全対策の推進

住民生活への影響が大きい夜間、早朝の飛行訓練の全面的禁止、住宅防音工事の対象拡大など航空機騒音の軽減・防止対策や航空機事故防止対策の充実等基地に起因する諸障害の改善に向けた実効性ある安心・安全対策の確保に引き続き最大限の努力をすること。

##### (3) 基地交付金及び調整交付金の充実

基地交付金について、固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産に対する固定資産税相当額を交付するとともに、交付資産の範囲を拡大すること。

また、調整交付金について、所要の財源措置を図ること。

#### 2 米軍機による低空飛行訓練の中止

米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、速やかに次の措置を講じること。

(1) 米軍機の低空飛行訓練の実態を明らかにすること。

(2) 低空飛行訓練が行われないよう措置すること。